保護者の皆様へ

高松市教育委員会教育長 藤本 泰雄

高松市立多肥小学校 校 長 溝内 哲也

新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業について

平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。 新型コロナウイルス感染拡大の現状を踏まえまして、学校保健安全法第 20 条に基づき、本市においては、下記のような措置をとることとしました。

つきましては、臨時休業中、不要な外出をできるだけ控えさせるなど、児童生徒が健康・安全を第一に考えた生活を送ることができますよう、ご家庭におかれましてもご指導をよろしくお願いします。

記

1 臨時休業期間

令和2年4月13日(月)から4月24日(金)までとします。

- 2 休業中の生活についての留意点
 - (1) 規則正しい生活を送ることを心掛け、手洗いや部屋の換気など、健康の保持に努めてください。
 - (2) 家事の手伝いなど、家族の一員として望ましい行動をとってください。
 - (3) 家庭学習時間を適切に取り、学校からの宿題を含め、復習や新しい教科書の閲覧など、学習内容の予習に努めてください。

本市では、児童生徒の学習を支援するため、高松市総合教育センターのホームページ内に支援サイトを開設しておりますので、ぜひ御活用ください。(「高松市総合教育センター」http://www.edu-tens.net/kyouikuken/index.html で検索)

- (4) 個人的に用事がある者等の登校は可としますが、マスクの着用など、可能な限り感染症対策を講じてください。
- (5) 私的な行動について、屋外での運動は制限しませんが、3つの密(密閉・密集・密接)が重なる場所及び不要不急の外出は避けてください。
- (6) 小学校の運動場については、4月13日(月)~17日(金)・20日(月) ~24日(金)を、3月26・27・30・31日と同様に開放します。

3 その他

- ・今後、新たな情報が入りしだい、情報提供いたします。
- ・学校からの情報は、PTAメール及び多肥小ホームページを使ってお伝え します。
- メール登録をよろしくお願いいたします。
- ※ 4月25日以降の対応については、改めてお知らせいたします。